GYOSEI NO MADO

水産庁施策情報誌

漁政の窓

2007.11
vol. 31
通巻448号

〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1 合同庁舎1号館8階 代表 03-3502-8111（内線6505） URL http://www.jfa.maff.go.jp/

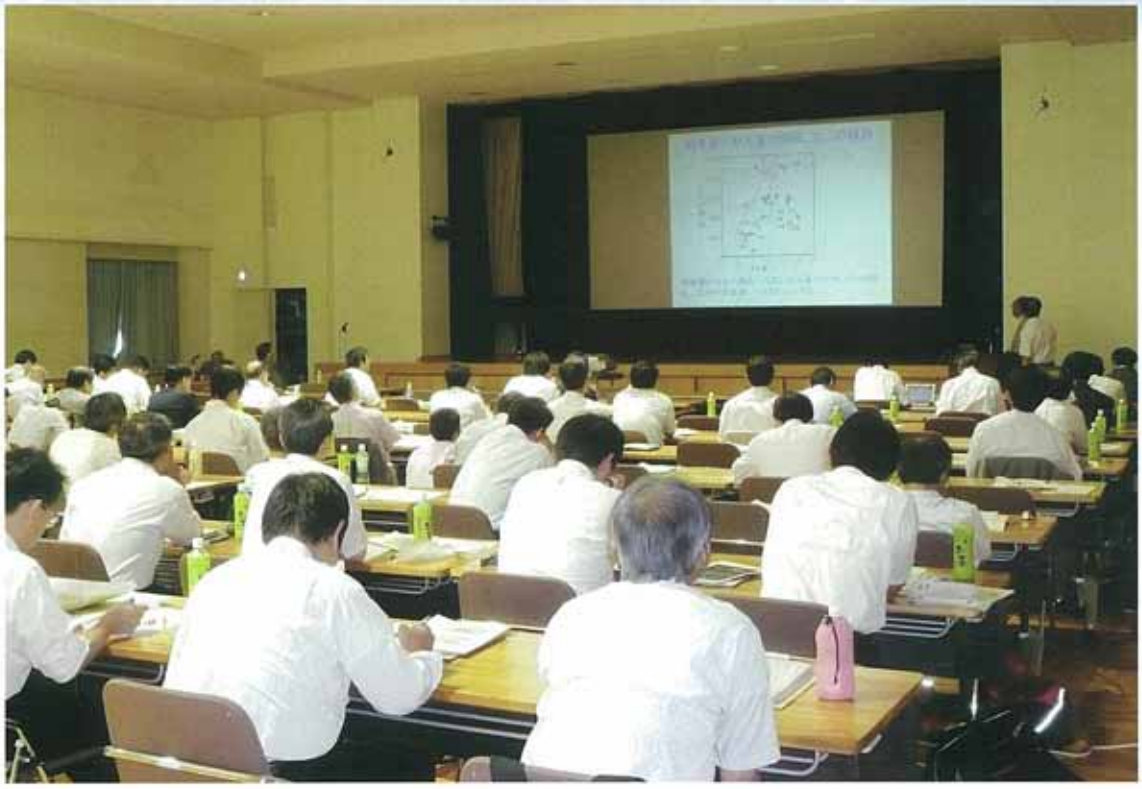

全国資源評価会議の様子

CONTENTS

平成19年度全国資源評価会議の開催について …… 2
増殖推進部漁場資源課

磯焼け対策全国協議会の開催について …… 4
漁港漁場整備部整備課

初めての国の漁場整備計画の策定について …… 6
漁港漁場整備部整備課

回遊魚 …… 7
漁港漁場整備部防災漁村課水産施設災害対策室長　中泉　昌光

平成19年10月分のプレスリリース …… 8

平成19年度全国資源評価会議の開催について

増殖推進部漁場資源課

去る9月13、14日、農林水産省7階講堂において全国資源評価会議が開催されました。この会議は、水産庁が独立行政法人水産総合研究センター（以下「水研センター」）に委託し作成した我が国周辺の主要漁業対象種（TAC魚種）の資源評価（案）を、関係者に説明し理解を得ることを目的として開いているものです。

1　資源評価とは…

我が国は平成8年に国連海洋法条約を締結し排他的経済水域を設定しました。同条約では、沿岸国が自国の排他的経済水域内の水産資源の適切な保存管理措置を講ずることが定められています。

同条約の締結の一方で、我が国周辺水域における水産資源の状況は総じて低水準かつ悪化の傾向にあったことから、漁船の隻数、操業期間、操業区域等の漁獲能力、漁獲努力量の規制を中心とする従来の漁業管理に加え、採捕量そのものに着目した漁業管理を図っていくことが必要となっていたことから、これら内外の要請に応えるために同年、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（いわゆる資源管理法）」が制定されました。

これに伴い、平成9年より漁獲可能量（TAC）制度が開始されましたが、TACを設定するに当たっては「最大持続生産量を実現することができる水準に特定海洋生物資源を維持し又は回復させることを目的として、特定海洋生物資源ごとの動向に関する事項及び他の海洋生物資源との関係等を基礎とする」ことが明記されています。この「基礎」の意味するところは国連海洋法条約でいう「自国が入手することのできる最良の科学的証拠」であり、これに該当するものが私たちが毎年作成している「資源評価」です。

2　資源評価の進め方

冒頭で申し上げたとおり、資源評価の実施に当たっては水産庁が水研センターに事業を委託しており、水研センターでは現在我が国周辺水域に分布している主要な水産資源のうち52魚種（例えばTAC魚種であるマアジ、マイワシ、マサバなどが含まれる）を90の系群（同じ種類でも産卵場、分布、回遊等を異にする地域集団）に区分して資源評価を実施しています。

評価対象となる資源は一般に広範囲に分布、回遊するため、対象資源の分布・回遊状況に応じて適切な時期や場所で調査船調査を実施したり、市場に出向いて漁獲物の体長や体重などを測定したりすることが必要です。また、対象魚種によっては音響探査や遺伝子情報の活用などの最先端の技術を導入したり、複数の調査船が漁場内の資源を一斉に調査するような大規模な調査も実施しています。

プランクトンネットによる採集

これらを計画的かつ効率的に実施する必要があり、①調査の企画・立案、②調査の実施、③調査結果に基づく資源評価の実施、という過程を通じ、都道府県水産試験研究機関等の参画・連携の下で資源評価が行われています。

このような調査結果を解析した上で、

調査の対象魚種と系群

資源評価調査のフロー

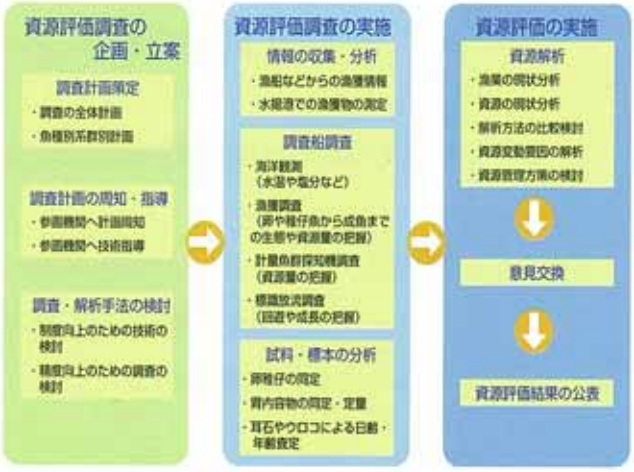

毎年の資源水準や動向を判断し、資源評価を行っておりますが、その内容は、「生物学的特性」、「漁業の特徴」、「漁獲の動向」、「資源評価法」、「資源状態」、「管理方策」、「管理効果及びその検証」、「資源変動と海洋環境との関係」などから構成されています。

3　資源評価会議について

以上のような工程を経て、水研センターでは７月中に全ての魚種・系群についての資源評価（案）を作成します。

この資源評価（案）は水研センター内でクロス・チェックを行うとともに、選択した評価手法や使用したデータの使い方が妥当かどうかを確認する意味も含め、データの提供等で参画・連携している都道府県水産試験研究機関等の関係者、外部の資源研究者、漁業関係者などへの説明を行う機会として「ブロック資源評価会議」を設けています。

そして最終的に資源評価（案）を説明･報告する場として「全国資源評価会議」を開催しているものです。

本年におけるこれら一連の会議は以下の通り実施されました。

○ブロック資源評価会議

①中央ブロック	７月23～24日	中央水産研究所（横浜）
②西海ブロック	８月２～３日	長崎県JA会館
③瀬戸内海ブロック	８月６～７日	東邦2001（広島）
④東北ブロック	８月６～７日	塩釜商工会議所
⑤日本海ブロック・スルメイカ	８月７～８日	ガレッソホール（新潟）
⑥北海道ブロック	８月22～23日	釧路キャッスルホテル

○全国資源評価会議（TAC魚種）　９月13～14日　農林水産省７階講堂

4　19年度資源評価結果の概要

本年度のTAC魚種の評価では、サンマやゴマサバは依然として高い資源水準を維持しており、マアジ、スルメイカ、ズワイガニは中位水準となっています。一方で、マイワシ、スケトウダラ、マサバは各系群とも依然低位の資源水準にあり、特にスケトウダラについては各系群ともに減少傾向となる等、これらの魚種については更なる資源管理の取り組みが望まれています。

なお、全国資源評価会議の際には、漁業者団体等から、マサバ太平洋系群の今後の資源水準や動向の予測に関しては、新たに加入してくる本年生まれの年級群の規模を、調査船調査で観測された卵や稚仔魚の出現状況から、もっと大きく見積もるべきではないかとの意見が出されました。これについて水産庁としては、観測された卵や稚仔魚が近年の平均的な確率で生残すると仮定して今後の資源水準等を推定しているものであり、今後当該資源の評価にかかる新たな情報が追加されてくれば、必要に応じ評価結果の再検討を行う考えを示しています。

評価結果の詳細は水産庁ホームページをご覧下さい。

5　資源変動と海洋環境

マイワシなどで典型的にみられるように、水産資源の多くは海洋の複雑な生態系の中で多様な要因が影響して資源変動していると考えられていますが、その要因や関連性については必ずしも明確に解明されていません。

これまでの研究成果によれば、太平洋側のマイワシでは、稚魚の重要な生育場である黒潮と親潮も混合する海域の海洋環境に大きく左右されると考えられ、1980年代末以降、この水域において親潮の南下が弱まったことや水温が上昇したことなどのため、餌の環境が必ずしも良くないこと等によって、稚魚の生き残りが極めて少なくなったと考えられています。また、日本海側では、80年代後半に水温が上昇し、産卵期や産卵場所及び餌の量が変化することにより、加入量が減少し、資源が減少したものと考えられています。

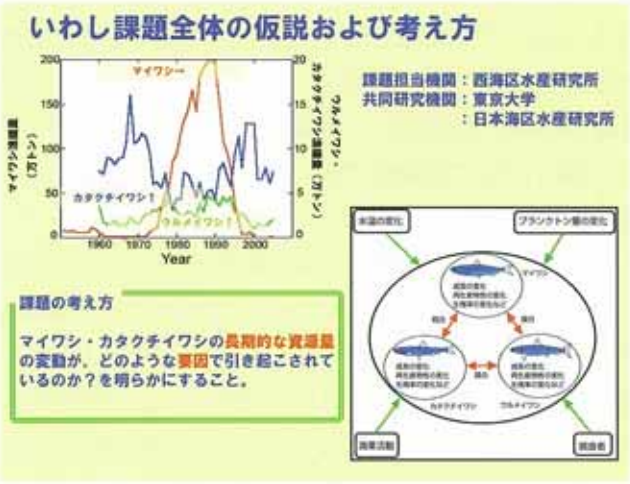

ただし、これらの考え方は現時点ではあくまで「仮説」として論じられているものであり、これらの仮説を検証することにより資源変動メカニズムと海洋環境の関係を明らかにし、中長期的な資源変動の把握や資源変動予測を行うことを目的に、現在、主要魚種について「資源動向要因分析調査事業」を実施しているところです。

この調査事業で主要魚種の資源変動要因を解明されると、資源評価の精度の向上にも大いに寄与すると考えられることから、今回の全国資源評価会議においては同事業の全般的な内容やマイワシの海洋環境や資源状況による成長の差異等についての現在までの調査状況を報告させていただきました。

以上の通り、資源評価は毎年、多くの方々の参画の下で作成されるものであり、オープンな場での議論を通じ、より信頼される資源評価にしていきたいと考えております。

※水産庁ホームページにおいては、①52魚種90系群の評価結果及び②資源動向要因分析調査の概要を掲載しております。

水産庁HP（http://www.jfa.maff.go.jp/）「資源評価」

↓

「水産資源の資源評価・我が国周辺の水産資源の現状を知るために」

↓

①「資源評価（わが国周辺の水産資源の現状）・平成19年度版」

②関連リンク集・資源動向要因分析調査

磯焼け対策全国協議会の開催について

漁港漁場整備部整備課

水産庁は、10月1日から2日、農林水産省講堂にて平成19年度第1回磯焼け対策全国協議会を開催し、水研センター、都道府県、水産試験場などから約200名が参加しました。本協議会は、平成19年2月に「磯焼け対策ガイドライン」がまとめられ、平成19年度から新たに磯焼け対策緊急整備事業がスタートしたことなどを踏まえ、磯焼け改善に向けた取り組み強化を目的に行ったものです。藻場の保全・創造の取り組みに関し「試験的規模から事業的な規模へ」展開を進めていくため、各地域の取り組み報告等をもとに情報交換、意見交換を行いました。以下に概要を記します。

1. 協議会設置趣旨

近年、水産資源が低迷している中、全国各地において藻場の保全・創造への要請が高まり、多くの地域で磯焼け対策、藻場造成等の取組が行われています。また、水産試験場、市町村、漁協等地元関係者を中心とし漁業者、地域住民等の協同参加による磯焼け対策の組織的な体制づくりの強化に取り組んでいるところもあります。

水産庁においては、今年2月に「磯焼け対策ガイドライン」をとりまとめるとともに、今年度より公共事業において磯焼け対策緊急整備事業を新規事業として立ち上げ、藻場・干潟等の造成を積極的に推進することとしています。また、磯焼け対策にとどまらず、既存の藻場の保全活動も含め地域の実情を踏まえた現場の取組に対して、財政的支援や技術的サポート等を行う支援事業や調査事業の充実を図ってきているところです。

一方、地域によって様々な複合的要因によって生じる磯焼け現象への効果的な対策を継続して講じるためには、磯焼け対策に取り組む地域の漁業者、行政、有識者等の幅広い連携と参画が重要です。このため、水産庁で行っている事業や調査、各地で検討、実施されている調査研究、技術開発、対策事業等について情報交換を行い、地域の実情等にあった効果的な磯焼け対策や藻場の保全・創造に向けた取組強化を図ることを目的に、水産庁、水産総合研究センター、都道府県、水産試験場、磯焼け対策に取り組んでいる市町村、専門アドバイザー等からなる「磯焼け対策全国協議会」を設置することとしました。

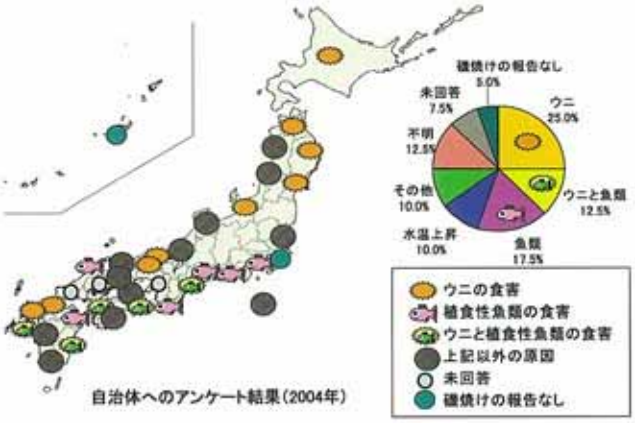

図1 磯焼け状況と藻場衰退の原因（自治体アンケート）

2. 主な事例報告

(1) 北海道

磯焼け海域に、ウニ等の餌料となるコンブ類が長期的に生育可能な新規ウニ増殖場を造成。増殖場の天端水深を浅くすることで波浪流速が増大し、コンブ幼芽への過剰な摂食圧力を抑制することが可能に。造成後3年は順調に経過しているが5年以上の継続的なモニタリングが必要。

(2) 青森県

県沿岸で広域的に磯焼けが発生。津軽半島沿岸ではカゴによるウニ除去効果、太平洋沿岸では雑海藻場の有用海藻場への機能回復技術の調査を実施。既往の調査結果とあわせて県版磯焼け対策ガイドラインを作成予定。

(3) 山形県

藻場造成の適地選定上重要な静穏性、水深等の環境条件、またアカモクの成熟期など生態的知見について調査に成功。今後は海水の濁りと海藻分布の関係、藻礁設置と漂砂との関係などの解明が課題。

(4) 静岡県

榛南海域のカジメ回復には成功。今後はアイゴの他にイスズミの駆除手法の確立、また、囲い礁における付着生物の除去等が課題。

(5) 徳島県

播磨灘南部地区において、造成対象海藻の成熟期にあわせて

基質表面を更新することの有効性を確認。今後は他の海域で、基質（自然石）表面の更新、種苗・母藻供給、食害生物駆除、モニタリングによりアカモク・カジメの造成を計画。

（6）宮崎県

縁辺部の繰り返し除去による基質表面の更新の有効性を確認。今後は、底質や波浪流動条件の異なる様々な条件で実証実験を行う予定。食害生物の有効利用を図り「管理しながら収穫する藻場造成」を目指す。

（7）鹿児島県

長期化している磯焼け回復に向け、核藻場型藻場造成や暖海性ホンダワラ類のよるガラモ場回復技術の開発に取り組む。核藻場の規模や魚類による食害防除手法の調査が課題。

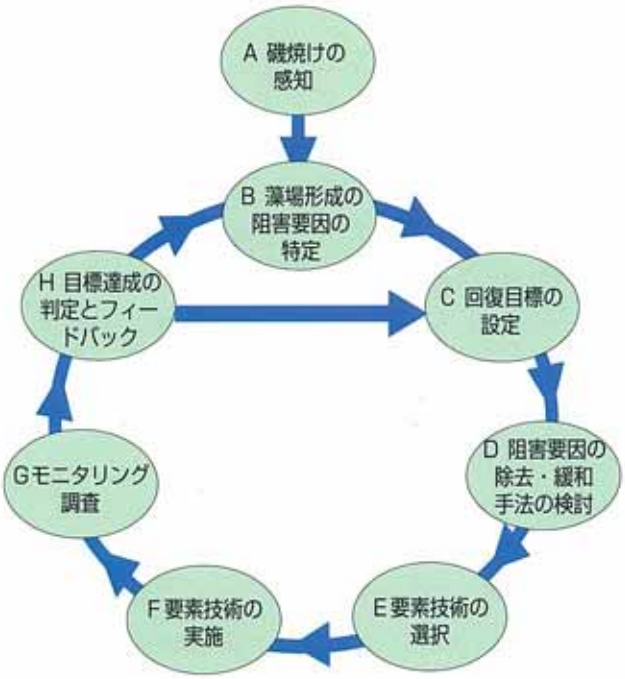

図２磯焼け対策における順応的管理の考え方

3. 意見交換

一日目には、食害生物の利用促進及び経済性を加味した磯焼け対策等にかかる課題として、乾政秀水土舎代表取締役から、漁場（藻場）の管理主体の弱体化、輸入増加による国内産地のウニ価格の下落と漁獲意欲の低下が指摘され、アイゴやブダイといった食害生物の直販等について、また、宮田勉中央水産研究所経営システム研究室長からは、磯焼け対策で除去したウニを蓄養し出荷時期を分散させる市場対応や地産地消との連携による効果について話題提起され、意見交換を行いました。

さらに、二日目には、一般市民ダイバーの参加協力を得る場合などの関連課題として、岩橋好敏全国豊かな海づくり推進協会業務部次長、水産庁沿岸沖合課黒萩課長補佐から、漁業権管理制度にかかる制度的課題、解釈について話題提供ののち、意見交換を行いました。

4. 岩礁域における大規模磯焼け対策促進事業

水産庁では、今年度から平成21年度まで、標記事業において、磯焼け対策を広く全国に普及・啓発することを目的とし、「磯焼け対策ガイドライン」の内容等についての漁業者向け講習会を開催、磯焼け対策の取組に対する技術的サポート（磯焼け対策について実施プランづくりや効果検証等に対する技術的サポート）、対策の効率的実施に資する食害対策技術開発等を行うこととしています。

本事業の委員長である東京海洋大学藤田大介准教授からは、磯焼け対策に関しては基本は平素のモニタリングが重要であり、「論より証拠」で成功･失敗事例集を数多く作る中で、行政･専門家・漁業者・市民などの体制づくりから人づくりへと発展する取り組みについて話がありました。

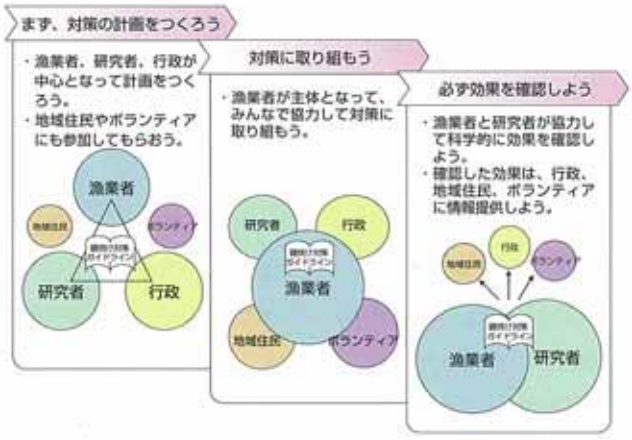

図３磯焼け対策の体制づくり

5. おわりに

水産庁の今後の取り組みとしては、食害動物の生態と対策の知見、浮泥や流動といった環境への適合、核藻場対策の効果、有害動物の有効利用に関する知見の共有等を図り、地域の実情等にあった効果的な磯焼け対策や藻場の保全・創造に向けた取組の強化を進めていきたいと考えています。

そのためには、磯焼け改善に取り組む地域の漁業者、行政、有識者等の幅広い連携と参画が重要であることから、協議会は今後も年１回程度開催するとともに、必要に応じ意見交換会、現地協議会などを行っていく予定です。

初めての国の漁場整備計画の策定について

漁港漁場整備部整備課

1. 趣旨

我が国沖合海域での水産資源の回復・増大を図るため、国自らが漁場整備を行うことができるよう措置した漁港漁場整備法の改正を受け、今般、初めて国が施行する漁場整備計画（日本海西部地区特定漁港漁場整備事業計画）を決定・公表（平成19年9月3日）しました。

本計画は、日本海西部海域において、あかがれい・ずわいがにを対象とした保護育成礁の整備を行うものです。

2. 直轄漁場整備事業の創設

近年、我が国漁業生産量の約4割を占めている沖合漁業の生産量は急激に減少しており、沖合海域において水産資源の増大を図るための漁場整備の推進が喫緊の課題となっています。

しかし、これまでの漁場整備は地方公共団体等によって主に沿岸海域で行われていますが、沖合海域においては、漁場整備による受益が複数の都道府県にまたがること等から、地方公共団体等による漁場整備はほとんど行われていませんでした。

このため、我が国沖合海域の水産資源の回復・増大を図るため、漁港漁場整備法が改正（平成19年5月30日公布・施行）され、国自らが排他的経済水域で漁場整備を行う直轄漁場整備事業（フロンティア漁場整備事業）が新たに創設されました。

3. 計画の概要

計画の策定に当たっては、漁港漁場整備法に基づき、政令で対象海域及び対象魚種等を定めた上で、計画の具体的内容について、広域漁業調整委員会の意見聴取及び関係県との協議等の手続きを経て策定されました。

本計画の対象魚種であるあかがれい・ずわいがには、それぞれTAC法におけるTAE魚種及びTAC魚種であり、水産庁が策定した広域資源回復計画（日本海西部あかがれい（ずわいがに）資源回復計画）に位置づけられ、資源回復の取り組みが行われています。これらの取り組みにより、1970、80年代から減少してきた漁獲量は近年持ち直す傾向にあるものの、未だピーク時の1/3～1/4程度にとどまっており、より確実な資源量の高水準への回復が必要となっています。

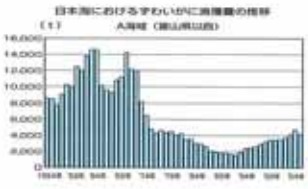

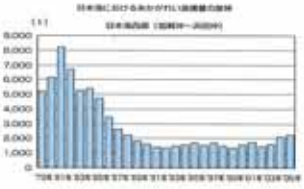

このため、本計画は、日本海西部海域（兵庫県、鳥取県、島根県沖の排他的経済水域（日韓暫定水域を除く。）において、あかがれい・ずわいがにの資源の回復を促進しその生産力を向上させるために、国が積極的に保護育成礁の整備を行うものです。

位　置　図

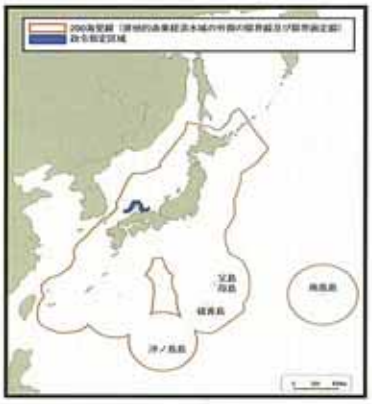

また、より効果的な資源回復・増大を図るため、整備した保護育成礁内では、あかがれい・ずわいがにの操業の規制を予定しています。

(1) 計画の内容

具体的な計画の内容としては、対象魚種の分布や生態等を踏まえた上で、事業の効果、関係漁業者の操業状況、工事の施工性等を総合的に勘案し、総事業費65億円、計画規模21群(8,400ha)の保護育成礁の造成を行うこととしています。

注）1群：基本的に2,000m×2,000mのブロックで囲まれた区画の中に、更に複数のブロックを設置したものを想定。

また、計画期間は、平成19年度から平成26年度までの8年間を予定しています。

(2) 事業の効果

保護育成礁の造成により、あかがれい・ずわいがにの保護効果、餌料環境の改善効果等が発揮され、それらにより増加した資源が保護育成礁の外にしみ出し、これらの一部を漁獲することによる生産量の増加等が期待されます。

また、水産加工業等の生産量の増加効果など漁業外産業への効果も期待されます。

(3) 費用の負担

費用の負担については、国が3/4を、また、関係3県（兵庫県、鳥取県、島根県）が残りの1/4をそれぞれの受益に応じて負担することとしています。また、「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律」の適用団体については、国の負担割合の嵩上げ措置が適用されます。

なお、法律上、国が県へ費用を負担させる際には、費用負担について県の同意（県議会の議決）が必要であるとされています。

(4) 事業の実施

平成19年度の予算額は1億2千7百万円であり、水深測量や地質調査等を実施することとしています。

また、平成20年度には、本格的な事業着手として、保護育成礁のブロック製作や大水深でのブロック据付に係る試験工事等を予定しています。

日本海西部地区　直轄特定漁港漁場整備事業計画の概要

日本海西部海域におけるあかがれい・ずわいがにの資源の保護・増大（保護育成礁の造成）

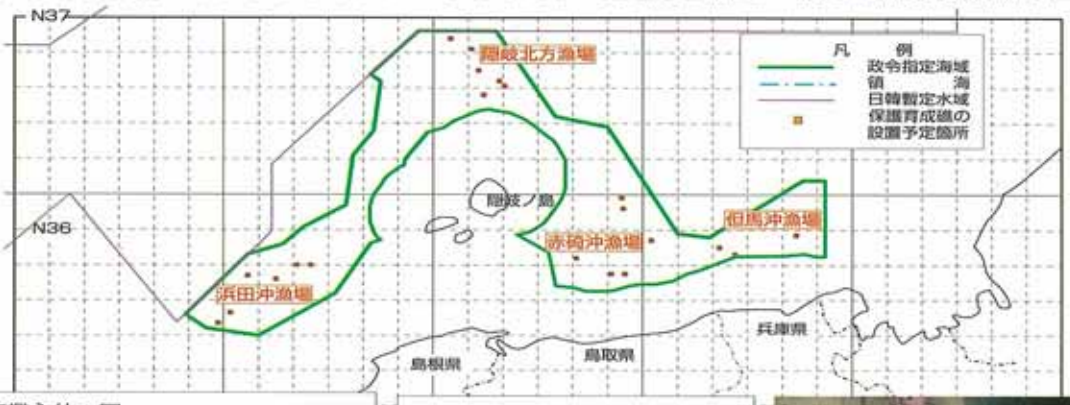

○事業主体：国
○総事業費：6,500百万円
○事業期間：H19～H26
○計画規模：21群、8,400ha
（1群：2,000m×2,000m）
○費用の負担割合：
国：3／4
関係3県（兵庫、鳥取、島根）：1／4

保護育成礁のイメージ

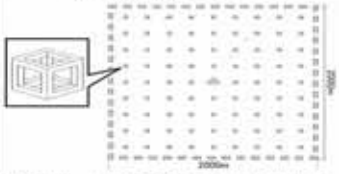

2,000m×2,000mの区画の中に複数のブロックを設置し1群を構成。

保護育成礁の設置場所のずわいがに

4. 今後の課題等

本計画は、初めて国が施行する漁場整備事業として、沖合の大水深である排他的経済水域において水産資源の回復・増大を図るものです。このため、今後の新たな漁場整備の基礎となるよう、事後の調査を含めて技術的知見の集積等を行っていくことが必要であると考えています。

また、今後、さらに我が国周辺水域の資源回復を支援する観点から、他の魚種や他の海域における直轄漁場整備事業の可能性についても調査・検討を進めていきたいと考えています。

回遊魚　学理がほしいのです！

漁港漁場整備部防災漁村課
水産施設災害対策室長
中　泉　昌　光

水産公共の再編・統合により、公共事業予算の「漁港」や「漁場」という二文字から「水産基盤」に変わってちょうど6年目です。社会資本といえば、道路、河川、港湾などの“二文字”で称され、これらの整備や管理に係わる法律、事業・予算制度や行政の組織の名称もこの二文字が基本となっています。学問的には土木工学の世界であり、各二文字分野は道路工学のように大学など教育研究機関において、学問的な研究や技術開発、人材育成が行われてきました。計画論から施設や構造物の安定性，機能面、自然現象の分析などについての研究が主体でしたが、最近では地域社会との結びつきや社会貢献を重視し、公共政策の分野の開設が進むなど政策面での研究や分析も進められています。

水産基盤はといいますと、独立行政法人、公益法人、都道府県並びに民間の研究機関において調査研究や開発が行われていますが、教育研究機関ではありません。政策面については、教育や研究に携わっている方々からの厳しいご意見やご批判はありますが、こうした分野を研究している研究機関や研究者は残念なことに見当たらないですね。

なぜ、教育研究機関にこだわるのかといいますと、それは“学理がほしい”からです。学理は政策・施策の立案や実施及びその評価の基盤を形づくるものであり、透明性・客観性の確保や説明責任の観点から重要になってくるものと考えます。また、水産基盤として水産政策の中での位置づけがより明確になったわけですから、これを機に教育研究機関が水産基盤を中心とした水産振興、地域振興に係わる政策（これを“水産公共政策”と呼びたいのですが。）を研究され、研究を通じて人材育成を行っていくことは、行政としても研究機関の社会貢献の観点から大変意義のあることと考えます。

去る6月に北海道大学に水産総合基盤システム科学分野が開講されました。学々連携や大学以外の研究機関とも連携協力しながら、学問的体系化と公共政策の学理の構築、そして漁業地域の研究等を通じた社会貢献に期待したいものです。

プレスリリース 10月分

発表年月日	発表事項名	担当課
H19.10.1	北西大西洋漁業機関（NAFO）第29回年次会合の結果について	国際課
H19.10.3	中西部太平洋マグロ類委員会（WCPFC）第三回技術遵守委員会の結果について	国際課
H19.10.4	日ロ漁業取締専門家会議の結果について	国際課
H19.10.5	平成19年度第3回日本海海況予報	漁場資源課
H19.10.10	「第4回漁業共済制度に関する意見交換会」の開催について	漁業保険管理官
H19.10.11	みなみまぐろ保存委員会第14回年次会合（CCSBT14）の開催について	国際課
H19.10.11	「山形県ヒラメ資源回復計画」の作成	管理課
H19.10.12	北方四島周辺水域における日本漁船の操業に関する協定に基づく政府間協議及び民間交渉の開催について	国際課
H19.10.12	我が国周辺クロマグロ資源の利用に関する検討会第1回沿岸漁業ネットワーク会合の開催について	管理課
H19.10.12	我が国周辺クロマグロ資源の利用に関する検討会第1回養殖ネットワーク会合の開催について	管理課
H19.10.15	瀬戸内海広域漁業調整委員会の開催について	管理課
H19.10.15	日中海洋生物資源専門家小委員会の開催について	国際課
H19.10.16	北太平洋溯河性（さっかせい）魚類委員会（NPAFC）第15回年次会議の結果について	国際課
H19.10.16	第6回全国漁港漁場整備技術研究発表会の開催について	整備課
H19.10.18	全米熱帯まぐろ類委員会（IATTC）特別会合の開催について	国際課
H19.10.18	日中海洋生物資源専門家小委員会の結果について	国際課
H19.10.18	我が国周辺クロマグロ資源の利用に関する検討会第1回養殖ネットワーク会合の結果について	管理課
H19.10.18	我が国周辺クロマグロ資源の利用に関する検討会第1回沿岸漁業ネットワーク会合の結果について	管理課
H19.10.18	北方四島周辺水域における日本漁船の操業に関する協定に基づく政府間協議及び民間交渉の結果について	国際課
H19.10.19	日・ソロモン漁業協議の開催について	国際課
H19.10.19	日・パプアニューギニア漁業協議の開催について	国際課
H19.10.19	水産政策審議会第15回漁港漁場整備分科会の開催について	計画課
H19.10.22	瀬戸内海広域漁業調整委員会の結果について	管理課
H19.10.22	みなみまぐろ保存委員会第14回年次会合（CCSBT14）の結果について	国際課
H19.10.22	韓国いか釣り漁船の拿捕について	管理課
H19.10.24	我が国周辺クロマグロ資源の利用に関する検討会第1回沖合漁業ネットワーク会合の開催について	管理課
H19.10.25	全米熱帯まぐろ類委員会（IATTC）特別会合の結果について	国際課
H19.10.25	水産政策審議会第15回漁港漁場整備分科会の結果について	計画課
H19.10.25	太平洋広域漁業調整委員会及び各部会の開催について	管理課
H19.10.25	日本海の暫定水域周辺海域での韓国漁船の重点取締について	管理課
H19.10.26	漁協系統金融機関の平成18事業年度末におけるリスク管理債権等の状況について	水産経営課
H19.10.26	南極の海洋生物資源の保存に関する委員会（CCAMLR）第26回年次会合の開催について	国際課
H19.10.29	平成19年度第1回対馬暖流系アジ・サバ・イワシ長期漁海況予報	漁場資源課
H19.10.29	我が国周辺クロマグロ資源の利用に関する検討会第1回沖合漁業ネットワーク会合の結果について	管理課
H19.10.29	第11回地域水産加工技術セミナーの開催について	研究指導課
H19.10.30	北西太平洋海域における公海底魚漁業管理に関する第3回政府間協議の結果について	国際課
H19.10.30	日韓漁業取締実務者協議の開催について	管理課

※詳細は水産庁ホームページを御参照下さい。

水産庁施策情報誌　漁政の窓
編集・発行　水産庁漁政部漁政課広報班　〒100-8907　東京都千代田区霞が関1-2-1　合同庁舎1号館8階
代表　03−3502−8111（内線6505）　URL　http://www.jfa.maff.go.jp/
ご意見・ご質問はこちらへ　URL http://www.maff.go.jp/toiawase/index.html
本冊子は平成19年9月より水産庁ホームページにおいてご覧いただけます。　URL　http://www.jfa.maff.go.jp/j/koho/gyoseinomado.html